

平成 18 年 7 月増刊号



服部社会保険労務士事務所
労働保険事務組合服部労務管理センター
服部行政書士事務所

服部事務所だより

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生 5 - 5 - 5
電 話 : 0859-33-8594 FAX :0859-33-8775
e - mail : hattori@sea.chukai.ne.jp
<http://www.chukai.ne.jp/hattori/>

有限会社を経営の方へ

増えています 有限会社 株式会社

平成18年5月1日、新会社法が施行されました。これまでに比べ株式会社設立のハードルが低くなったことで、有限会社から株式会社へ組織変更される方が増えています。



株式会社のプラス効果

株式会社へ組織変更される方は、対外的な信用がアップするから、とおっしゃっています。

使い勝手のいい有限会社も存続

今までの有限会社は新会社法の下でも特例有限会社として存続します。

今後は株式会社のみ

今後は有限会社の設立は認められず、株式会社の比率が次第に高くなっていきます。

当事務所へご連絡を

どのような内容か知りたい等、当事務所にご相談ください。

夏期賞与の保険料控除額について

賞与の保険料控除額は以下の計算でもとめてください。

標準賞与額 × 保険料率

標準賞与額 = 各被保険者の賞与額から 1,000 円未満の端数を切り捨てたもの

ただし健康保険は 200 万円、厚生年金保険は 150 万円が上限

保険料率.....健康保険料 介護保険に該当しない方 = 1000 分の 41

” に該当する方 (40 歳以上 65 歳未満) = 1000 分の 47.15

厚生年金保険料 1000 分の 71.44

求人・雇用の基礎知識

試用期間と給与

Q 試用期間がある場合、その間の給与と期間を表示するように求人情報メディアの営業員から言われましたが、一般的に、どのように設定しているのですか。



A 本採用の前に、労働者の適性をはかるため試用期間を設ける会社はたくさんあります。

試用期間に関しては特に法律上の明確な規制はありませんから、適性を見極めるための期間についても、合理性の範囲内でその会社の考え方によりそれぞれ設定されればよいでしょう。ただ、試用期間だからといって、ほかの従業員と待遇に大きな差をつけることは好ましくありません。試用期間中、従業員であることはなんら変わりませんし、試用期間が14日を超えれば、法律上の保護規定(解雇予告手当の支払い義務が発生 - 労働基準法第21条)が適用されます。また、試用期間をいらずに延長したりすれば労働者の労働意欲を損なうことにもなります。

試用期間中の給与が本採用後と異なる場合は、求人広告にその金額の表記が必要となります。試用期間中の給与表示がないことでのトラブルが多発しておりますので、十分注意して正しい表記を心がけてください。